

つくば市令和7年（2025年）2月定例記者会見 資料一覧

令和7年（2025年）2月3日（月）

つくば市 市長公室 広報戦略課

1 定例報告案件について

（1）第52回筑波山梅まつりの開催について

（2）第24回チャレンジアートフェスティバルinつくばの開催について

（3）つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例
（案）について

（4）つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画の策定について

（5）つくば市イベント情報（2025年2月、3月）等

2 令和7年度当初予算案について

世界のあしたが見えるまち。

事 案 名	第52回筑波山梅まつりの開催について
1 趣旨・目的	会場の筑波山及び梅林の自然・景観・歴史に、グルメ・おさけ・温泉・神社仏閣・ジオパークなど魅力ある観光資源を織り交ぜた企画・イベント等を実施し、観光誘客と地域経済の振興を図ります。
2 日時	令和7年（2025年）2月8日（土）～3月9日（日） 29日間
3 場所	筑波山梅林（つくば市沼田）
4 内容	<p>梅林の約1,000本の梅の木と筑波石のコントラストや、梅林最上部の展望四阿（あずまや）から見渡せる筑波山麓の田園風景や研究学園都市など、筑波山ならではの景観をお楽しみいただけます。開催期間中は、捺し巡り御朱印や、オリジナルグルメなど、様々な企画・イベントを開催しております。</p> <p>※詳細は別紙チラシを参照</p>
5 対象者等	前年度来場者実績 15万人（前々年度来場者実績 18万人）
6 主催等	<p>主催：筑波山梅まつり実行委員会 （事務局：（一社）つくば観光コンベンション協会） 共催：つくば市、筑波山地域ジオパーク推進協議会</p>
7 特記事項	<p>【会場の特徴】</p> <p>会場の筑波山梅林は、筑波山の中腹（標高約250m）に位置し、筑波山地域ジオパークの見どころの1つにもなっています。晴天時には東京の高層ビル群や富士山も見渡すことができ、関東の富士見百景にも選ばれています。</p>
資 料 等	第52回筑波山梅まつりチラシ

<p>事 案 名</p>	<p>第24回チャレンジアートフェスティバルinつくばの開催について</p>
<p>1 趣旨・目的</p>	<p>障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、生きがいを高め、自立と社会参加を促進するとともに、市民の障害者に対する理解と認識を深めることを目的としています。</p> <p>舞台発表同日に、大清水公園にてポニー乗馬体験と障害者就労施設等による物品販売会を開催します。</p>
<p>2 開催概要</p>	<p>①舞台発表</p> <p>日時：令和7年（2025年）3月1日（土）10：00～15：30 場所：つくばカピオホール (同日開催イベント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポニー乗馬体験 ※雨天中止 日時：令和7年（2025年）3月1日（土）11：00～15：00 場所：大清水公園 ・障害者就労施設等による物品販売 日時：令和7年（2025年）3月1日（土）11：00～15：00 (受付終了14：30) 場所：大清水公園 ※雨天時はカピオ内ホワイエ前広場 <p>②作品展</p> <p>日時：令和7年（2025年）3月4日（火）～9日（日）〈6日間〉 9：30～17：00（最終日は15：00まで） 場所：茨城県つくば美術館</p>
<p>3 主催等</p>	<p>つくば市及びチャレンジアートフェスティバル実行委員会</p>
<p>資 料 等</p>	<p>【チラシ】第24回チャレンジアートフェスティバルinつくば</p>

事案名	つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）について
1 趣旨・目的	<p>本市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場であらゆる分野に参画することで、誰もが自分らしく生きるまちを目指しています。そのためには、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の選択の機会が確保され、それらが円滑かつ十分に行われることが重要です。この促進に取り組み、つくば市が目指すまちを実現するため、本条例を制定します。</p>
2 経過	<p>(1) 他自治体調査 茨城県、県内4市、県外自治体</p> <p>(2) 関係団体ヒアリング ヒアリング対象：障害福祉サービス事業所、当事者会、家族会、有識者（大学教授）など</p> <p>(3) (仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会を開催 令和6年（2024年）9月、10月</p> <p>(4) パブリックコメント実施期間 令和7年（2025年）2月10日から同年3月12日まで</p>
3 基本理念	<p>(1) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。</p> <p>(2) 障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段を、可能な限り、その障害の種類や程度に応じた手段を選択することができるようにすること。</p> <p>(3) 障害者が取得する情報を、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。</p>
4 施策	<p>(1) 障害者による情報の取得利用や意思疎通の促進に関する施策</p> <p>(2) 障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の普及や啓発に関する施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策</p>

5 今後の予定	パブリックコメント実施後、令和7年（2025年）5月につくば市議会定例会定例会議へ提出し、可決後に公布・施行予定。
資料等	・「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）」 ・「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）」概要

<p>事 案 名</p>	<p>つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画の策定について</p>
<p>1 趣旨・目的</p> <p>2 経過</p> <p>3 基本理念</p> <p>4 主な改定のポイント</p>	<p>現行の都市計画マスタープランの策定から9年、立地適正化計画の策定から6年が経過し、昨今の都市を取り巻く状況も大きく変化していることに鑑み、持続可能なまちづくりをさらに進めていくため、現行計画策定後に策定された各種計画を踏まえつつ両計画を一体的に見直し、「つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画」を策定しました。</p> <p>策定委員会を開催（令和4年度2回、令和5年度4回） パブリックコメント（令和6年8月13日～9月12日） ※意見提出 4名 12件（一部文言等の修正、パブリックコメントの結果については市ホームページで公表済） つくば市都市計画審議会諮問（令和6年10月7日） 策定・公表（令和7年1月31日）</p> <p>ともにつくる“持続可能都市”つくば ～地域の資源を次世代に継承し、世界に発信するまち～</p> <p>① 将来都市構造の考え方 土地利用によるゾーニング、都市機能に応じた拠点、それらを結ぶネットワークを設定し、これらを組み合わせた拠点連携型持続可能都市としました。</p> <p>② 地域別構想の区分変更 8地区（旧6町村+学園都市+TX沿線）から5地区（東部、西部、南部、北部、中央）に変更しました。</p> <p>③ 都市機能誘導区域の追加 研究学園駅周辺を都市機能誘導区域に設定しました。</p> <p>④ 防災指針の追加 市街地の災害リスクを踏まえた課題を抽出し、防災性の強化を図るための方針を定めました。 ※都市再生特別措置法の改正（令和2年9月）により、立地適正化計画に防災指針を定めることが義務付けられています。</p>
<p>資 料 等</p>	<p>つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画 つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画 概要版</p>